

令和3年度第3回定例会 横浜市入札等監視委員会議事概要

【日 時】 令和3年10月21日（木）午後1時30分～午後4時

【場 所】 [委員] WEB参加 [事務局] 11階契約部内 入札室

【出席委員】 舟橋 和幸委員長、青柳 由香委員、千々松 愛子委員
常磐 重雄委員、中道 徹委員

【議 題】

1 審議事項

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 一般競争入札（条件付）（総合評価落札方式）に係る抽出案件 | 2件 |
| (2) 一般競争入札（条件付）に係る抽出案件 | 3件 |
| (3) 随意契約に係る抽出案件 | 3件 |

2 報告事項

- (1) 指名停止等措置の状況について
- (2) 談合情報対応状況について
- (3) 入札及び契約手続の運用状況について
- (4) その他

【議事内容】

審議事項に関する利害関係の確認

審議事項に関する利害関係の有無を確認した結果、利害関係がある旨の申出はなかった。

議題1－(1) 一般競争入札（条件付き、総合評価落札方式）に係る抽出案件3件についての審議

抽出案件：1 旧第一銀行横浜支店天井改修工事（建築工事）
2 青山水源事務所活性炭注入設備設置工事（機械設備設置工事）

委員：抽出理由の説明。

- 1 令和3年度から実施した低入札時の技術評価点減点範囲拡大により、当該制度改正前後で落札者が変わった案件であるため。
- 2 一般競争入札（総合評価落札方式）の対象案件の中で予定価格が高く、また、同種工事の実績を入札参加条件とした案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「1について、歴史的建造物は市の認定ということで横浜市の規程で決めているのだと思いますが、建築基準法などで定められた制限のように、今回の工事でも何らかの制限はありましたか。」

本市：「今回、工事をするにあたっての条件はありません。もし必要であれば、発注担当課から意見がありますが、今回は特にありませんでした。今回は建物自体の大規模な更新・改修ではないので、高度な技術は必要でなかったかと思われます。」

委員：「1について、制度の変更により技術評価点の減点範囲が拡大した背景はどのようなものでしょうか。」

本市：「本市としては、基本的には低入札対策を取っていますので、入札金額が調査基準価格を下回った場合、5点の減点を行うことで低価格での競争としないようにしています。」

委員：「低入札価格調査制度は基準価格を下回る応札があった場合にしっかりとした履行が可能かどうかの確認を行うものであり、対して総合評価落札方式は価格以外の様々な観点での評価を行い落札者を決めるものであるため、その趣旨が異なります。事業者が履行能力があれば調査基準価格を下回る安価で応札しても問題はないので、低い金額を提示したことにより減点されるのは、低入札価格調査制度の趣旨と相違するようになります。」

本市：「低価格競争による事業者の経営面への影響もあることから、その対策が必要とされています。そうした観点から総合評価落札方式における評価値算出のルールとして定めています。」

委員：説明を了承。

議題1－(2) 一般競争入札（条件付き）に係る抽出案件3件についての審議

抽出案件：1 新本牧ふ頭建設工事（その2 3・外周護岸A基礎工）
2 （仮称）高島水際線デッキ整備工事（その3）（製作・下部架設）
3 上永谷六丁目口径50mmから150mm配水管布設替工事

委員：抽出理由の説明。

- 1 一般競争入札（条件付）の中で最も予定価格が高い案件であるとともに、市内企業への技術移転を目的とした技術修得型JVを採用した案件であるため。
- 2 複数年にわたる一連の工事を国の補助金の制約等により分けて発注し、二期目以降の工事を随意契約により締結する「継続工事」として発注した案件であるため。
- 3 優良工事表彰事業者のインセンティブ発注対象工事であり、応札者が17者と比較的多いにもかかわらず、落札率が100%となった案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「3について、市内事業者向け工事だから優良表彰事業者の要件を課したと思われませんが、このような条件を課すことは多いのでしょうか。また、インセンティブ発注の種類は5つありますが、優良工事表彰事業者の要件を課すことが多いのでしょうか。」

本市：「格付工種のうち所在地区分の条件を広げるものや施工実績を求める案件などを除き、基本的にはインセンティブ発注の対象となり得ます。その中から約3割程度をインセンティブ発注しています。このうち災害協力事業者に関するインセンティブを付けることが多い傾向にあります。」

委員：「優良工事表彰事業者を決めるにあたり主観性が生じる可能性もあるように感じますが、どのように事業者の選定を行っているのでしょうか」

本市：「この表彰制度は財政局公共施設・事業調整課で所管していますが、前年度に履行した工事の成績点をすべて調査し、平均点を算出しています。その点数の高い事業者を表彰対象としているため、恣意的に表彰対象者が決まる恐れはありません。」

委員：説明を了承。

議題1－（3） 随意契約に係る抽出案件3件についての審議

抽出案件：1 「都市計画道路宮内新横浜線（新吉田高田地区）街路整備工事（その19）に伴う付帯工事」
2 「金沢ポンプ場No. 20 自家発用ディーゼル機関分解修理工事」
3 「西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）に係る整備工事」

委員：抽出理由の説明。

- 1 地方自治法施行令第167条の2第6号に基づく随意契約のうち、落札率が100%となった案件であるため。
- 2 地方自治法施行令第167条の2第2号に基づく随意契約のうち、落札率が低い案件であるため。
- 3 設計・施工・運営一括型（DBO）で発注し、落札した企業グループの事業者と、工事に係る設計・施工（DB）部分を随意契約により締結した案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「1について、落札率が100%となったのは何故だと考えられますか。」

本市：「今回は、当該事業者でなければ本工事の履行ができないため、契約の事務に着手する前に参考として見積りを徴収しています。その参考見積りをベースに精査し、積算を行った後に、正式な見積り徴収を行います。今回は、工事の内容が限定されていたことや積算に係る要素が少なかったこと、元工事の落札率があらかじめ分かっている状況であったために、容易に金額の予想ができたと考えられます。」

委員：「1者しか履行ができないとしても、それ以外の事業者から参考に見積りをとることは可能でしょうか。」

本市：「他の事業者による見積りが適切なものかどうかの見極めが難しい面があると思われます。今回については当該事業者には参考見積りの依頼をしていません。」

委員：「2については反対に、落札率が低くなっています。この違いはどのような説明となりますか。」

本市：「1は、予定価格を横浜市で精査して作成しており、事業者には事前に知らされない状況で金額を提示した経緯になりますが、本市が設計図書に参考の単価表を付けており、その単価表どおりに計算すれば推察のできる積算根拠が明確な工事でした。元工事の請負業者のため、落札率も分かっていました。それに対して、2は契約を締結した後に事業者に提出いただく内訳書を確認したところ、事業者から事前に参考見積りを取ったうえで、本市で基準に基き、積算した直接工事費については大きな乖離はなかったのですが、直接工事費以外の部分について、事業者が非常に安く見積りをしていました。そうしたことから落札率が低くなったと考えられます。」

委員：「3は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号を随意契約の根拠としていますが、具体的にどのような理由から相手方が特定されたのですか。」

本市：「本件は特殊で、先に競争入札により相手方が決まり、基本契約を締結しています。そのため、事前に本工事の相手方・金額が決まっているため、当政令第11条第1項第1号を適用しました。」

委員：「今回のDBO方式とは運営委託を民間に任せるから官民連携になるという認識なのでしょうか。」

本市：「現在稼働している排水処理施設の運転・維持管理は現在も民間委託で実施しています。再整備を行うに当たり、民間事業者は公共施設等の設計施工と運転等を包括したDBO方式で今回発注しました。DBO方式では、調達するものの性能等を要求水準で示し、その性能等を満たすものを具体的に設計するところから、実際に施工、更に運転・維持管理を一括で発注しました。一括で発注することで設計・工事から運転維持管理まで、民間事業者のノウハウをより一層活用できると考えています。」

委員：「DBOの入札の段階で設計と施工の金額は決まっているので、入札した後に変えるわけではないということですか。」

本市：「その通りです。」

委員：「契約期間はどのくらいでしょうか。また、契約期間満了後はまた随意契約となるのでしょうか。」

本市：「設計・工事期間は令和3年7月から令和11年3月30日までです。運転・維持管理は、令和4年4月から令和29年3月31日までです。その後の契約方式は未定です。」

委員：「今回のDBO方式で契約するとすると、大企業などしか引き受けることが難しいのではないかと思います。どのような形で入札に参加するのでしょうか。」

本市：「設計と工事と運転・維持管理を一括で発注しましたが、応札者は複数の会社のグループになっており設計、工事、運転・維持管理をそれぞれ担うことができる能力のある者がグループとして応札しました。その中には、設計を担う事業者であったり、工事も土木や電気を担う事業者もおり、運転・維持管理を担う事業者もグループで応札しています。」

委員：「個別に発注するよりも、一括発注した方が効率的で合理性があるということでしょうか。」

本市：「運転・維持管理や工事を見据えた設計をということで、事業者が一連で検討できることから、より民

間事業者のノウハウが活用できると考えました。」

委員：「運営会社をSPCにしたのはなぜですか。維持管理契約は長期になりますが、リスクなくこの事業についてもらうためにはSPCをつくるほうがいいという理解でいいですか。」

本市：「その通りです。グループ内の各企業から独立させてSPCをつくることによって、事業の責任性を持ってもらうということです。各企業の中の一部門となると、事業の継続性などが分かりにくくなります。そのため、SPCを設立いただいています。」

委員：「入札説明書の中には、「基本契約の締結後に締結する建設工事請負契約の契約金額と、運転・維持管理委託契約の契約金額の合計額は落札金額と同額としなければならない」と書いてありますが、合計金額が同じであれば、その内訳は変えていいという趣旨でしょうか。」

本市：「落札金額の合計額も、設計費、工事費、運転・維持管理委託費の内訳も変更できません。入札説明書の中では、さらに、基本契約の締結後に締結する建設工事請負契約の契約金額の設計費及び工事費の金額は、入札書の内訳書と同じにしなければならないと定めており、結果として運転・維持管理委託費も入札書の内訳書と同額になります。最初にDBO方式による事業者を決めるときに提示いただいた入札書の内訳の金額で、設計を含む工事と運転・維持管理委託の2件の契約を行います。」

委員：報告を了承。

議題3－(1) 指名停止等措置の状況について

本市より、「指名停止等措置の状況」について報告。

委員：報告を了承。

議題3－(2) 談合情報対応状況について

本市より、「談合情報対応状況」について報告。

委員：報告を了承。

議題3－(3) 入札及び契約手続の運用状況について

本市より、「入札及び契約手続の運用状況」について報告。

委員：報告を了承。

【まとめ】

抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われておりました。